

## 横浜町障害者活躍推進計画

機関名	横浜町役場
任命権者	横浜町長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
横浜町役場における障害者雇用に関する課題	<p>横浜町役場においては、職員総数が120人程度の機関であり、平成30年度において障害者の職員が退職したため、障害者2名の不足となった。</p> <p>また、障害者雇用促進法の改正等により障害者雇用の機運の高まりのなか、これまで障害者に限定した職員・非常勤の募集・採用は行っていない。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○現状の障害者雇用率 1. 59%（令和2年3月31日現在）に対して計画期間における雇用率を次の通りとします。</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月31日                      2. 60%以上</p> <p style="text-align: center;">令和4年3月31日                      上記以上</p>
②定着に関する目標	今後、障害者である職員の定着状況データを掲載する予定です。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。